

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係）	60
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（第三条関係）	64
四	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第五条関係）	67

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>			
道府県	一～七略 八 補正予算償還費	道府県	一～七略 八 補正予算償還費
地方団体の種類		地方団体の種類	
経費の種類		経費の種類	
測定単位		測定単位	
平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十七年度から令和六年度までの各年		平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十六年度から令和五年度までの各年	

<p>十三 東日本大震災 災全国緊急防災</p>	<p>十二 臨時財政対策債償還費</p>	<p>十一 減税補填償還費</p>	<p>十 財源対策債償還費</p>	<p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>平成二十五年 度から令和六 年度までの各 年度において 東日本大震災 全国緊急防災</p>	<p>臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>平成十七年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>地方税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>十三 東日本大震災 災全国緊急防災</p>	<p>十二 臨時財政対策債償還費</p>	<p>十一 減税補填償還費</p>	<p>十 財源対策債償還費</p>	<p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>平成二十五年 度から令和五 年度までの各 年度において 東日本大震災 全国緊急防災</p>	<p>臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

		市町村
<p>十一 財源対策債償還費</p>	<p>十 地方税減収補填債償還費</p>	<p>九 補正予算債償還費</p> <p>一〇八略</p>
<p>平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>地方税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
		<p>施策等債償還費</p> <p>十四 国土強靱化^{じん}施策債償還費</p>
		<p>施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化^{じん}施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

		市町村
<p>十一 財源対策債償還費</p>	<p>十 地方税減収補填債償還費</p>	<p>九 補正予算債償還費</p> <p>一〇八略</p>
<p>平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>地方税の減収補填のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
		<p>施策等債償還費</p> <p>十四 国土強靱化^{じん}施策債償還費</p>
		<p>施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化^{じん}施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示	2 略	十二 減税補填債 償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度
		十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
3	略	十四 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十五年度から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるとして発行に ついで同意又は許可を得た地方債の額	
		十五 国土強靱化 施策債償還費	令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるとして発行に ついで同意又は許可を得た地方債の額	
		3	前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。	

測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示	2 略	十二 減税補填債 償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
		十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
3	略	十四 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるとして発行に ついで同意又は許可を得た地方債の額	
		十五 国土強靱化 施策債償還費	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるとして発行に ついで同意又は許可を得た地方債の額	
		3	前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。	

種類	一〇三十九 略	四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	単位
		(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）	千円
		(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は	千円

種類	一〇三十九 略	四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	単位
		(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）	千円
		(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は	千円

四十一略	許可を得た地方債（平成二十三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金
四十二平成五年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債に係る元利償	(3) (6) 略
	千円

四十一略	許可を得た地方債（平成二十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金
四十二平成四年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債に係る元利償	(3) (6) 略
	千円

還金	四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
	成十七年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	
	度から令	金に充てるため平成十七年度から令和六年度ま	
	和六年度	での各年度において発行について同意又は許可	
	までの各	を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助	
	年度にお	金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正	
	いて国の	予算により追加された歳出又は国の公共事業等	
	補正予算	予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定	
	等に係る	するものの額	
	事業費の		
	財源に充		
	てるため		
	発行につ		
	いて同意		
	又は許可		
	を得た地		
	方債の額		
	四十四 地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及	千円
	方税の減	び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	
	収補填の	地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与	
	ため平成	税の減収補填のため平成十七年度から令和六	
	十七年度	年度までの各年度において特別に発行につい	

還金	四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
	成十六年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	
	度から令	金に充てるため平成十六年度から令和五年度ま	
	和五年度	での各年度において発行について同意又は許可	
	までの各	を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助	
	年度にお	金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正	
	いて国の	予算により追加された歳出又は国の公共事業等	
	補正予算	予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定	
	等に係る	するものの額	
	事業費の		
	財源に充		
	てるため		
	発行につ		
	いて同意		
	又は許可		
	を得た地		
	方債の額		
	四十四 地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及	千円
	方税の減	び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	
	収補填の	地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与	
	ため平成	税の減収補填のため平成十六年度から令和五	
	十六年度	年度までの各年度において特別に発行につい	

から令和 六年度ま での各年 度におい て特別に 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	て同意又は許可を得た地方債の額の百分の七 十五に相当する額、市町村にあつては市町村 民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法 律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規 定により市町村に対し交付するものとされる 利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」 という。）及び同法第七十二条の七十六又は 第七百三十四条第四項の規定により市町村に 対し交付するものとされる法人の行う事業に 対する事業税に係る交付金（以下「法人事業 税交付金」という。）の減収補填のため平成 十七年度から令和六年度までの各年度におい て特別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額の百分の七十五に相当する額	千円
四十五平 成十三年 度から令 和六年度 までの各 年度の財 源対策の ため当該	(2) 略 一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事 業等に係る経費に充てるため平成十三年度から 令和六年度までの各年度において発行について 同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の 財源対策のため発行について同意又は許可を得 た地方債として総務大臣が指定するものの額	千円

から令和 五年度ま での各年 度におい て特別に 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	て同意又は許可を得た地方債の額の百分の七 十五に相当する額、市町村にあつては市町村 民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法 律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規 定により市町村に対し交付するものとされる 利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」 という。）及び同法第七十二条の七十六又は 第七百三十四条第四項の規定により市町村に 対し交付するものとされる法人の行う事業に 対する事業税に係る交付金（以下「法人事業 税交付金」という。）の減収補填のため平成 十七年度から令和五年度までの各年度におい て特別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額の百分の七十五に相当する額	千円
四十五平 成十三年 度から令 和五年度 までの各 年度の財 源対策の ため当該	(2) 略 一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事 業等に係る経費に充てるため平成十三年度から 令和五年度までの各年度において発行について 同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の 財源対策のため発行について同意又は許可を得 た地方債として総務大臣が指定するものの額	千円

各年度に おいて発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	四十六 個 人の道府 県民税又 は市町村 民税に係 る特別減 税等によ る平成十 七年度及 び平成十 八年度	(削る)	(削る)
---	--	------	------

千円

各年度に おいて発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	四十六 個 人の道府 県民税又 は市町村 民税に係 る特別減 税等によ る平成六 年度から 平成八年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成十 八年度ま での各年	(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成六 年法律第百十一号。以下この号において「地 方税法等改正法」という。)第一条の規定に よる改正前の地方税法附則第三条の四の規定 による個人の道府県民税又は市町村民税に係 る特別減税による平成六年度及び平成七年度 の減収額	(2) 所得税法等の一部を改正する法律(平成十 九年法律第六号)第十二条の規定による改正 前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二 十六号)第八十六条の四第一項に規定する普 通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の 特例の適用期間の終了による平成六年度にお ける消費税の収入の減少に伴う道府県又は市 町村に対して譲与される消費譲与税の額の減 少による同年度及び平成七年度の減収額
---	---	---	---

千円

策のため	四十七 臨時財政対策のため	の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすこととされた地方債の額</p> <p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第</p>
------	------------------	--	--

千円

策のため	四十七 臨時財政対策のため	度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	<p>(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすこととされた地方債の額</p> <p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第</p>
------	------------------	---	---

千円

策等に要 急防災施 災全国緊 日本大震 おいて東 各年度に 度までの 令和六年 年度から の額	平成十七 年度から 令和六年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	(1) 略	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年度から令和六年度までの各年度 において発行について同意又は許可を得た地 方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲 げるものを除く。)	千円
	平成十七 年度から 令和六年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	(1) 略	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年度から令和六年度までの各年度 において発行について同意又は許可を得た地 方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲 げるものを除く。)	千円

策等に要 急防災施 災全国緊 日本大震 おいて東 各年度に 度までの 令和五年 年度から の額	平成十六 年度から 令和五年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	(1) 略	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年度から令和五年度までの各年度 において発行について同意又は許可を得た地 方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲 げるものを除く。)	千円
	平成十六 年度から 令和五年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	(1) 略	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年度から令和五年度までの各年度 において発行について同意又は許可を得た地 方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲 げるものを除く。)	千円

する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	四十九 令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を得た地	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	千円
--------------------------------	---	--	----

する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	四十九 令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を得た地	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	千円
--------------------------------	---	--	----

方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類		
道府県	一・二 略	三 教育費	一・二 略	態容補正及び寒冷補正		
	1・2 略				教職員数	態容補正及び寒冷補正
	3 高等学校費				生徒数	
道府県	4・5 略	四～七 略	平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予	種別補正		
	八 補正予算償還費				種別補正	

方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類		
道府県	一・二 略	三 教育費	一・二 略	態容補正及び寒冷補正		
	1・2 略				教職員数	態容補正及び寒冷補正
	3 高等学校費				生徒数	
道府県	4・5 略	四～七 略	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予	種別補正		
	八 補正予算償還費				種別補正	

九 地方税減収補 填償償還費	算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
十 財源対策債償 還費	平成十七年度か ら令和六年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	種別補正

九 地方税減収補 填償償還費	算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
十 財源対策債償 還費	平成十六年度か ら令和五年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	種別補正

<p>十一 減税補填債 償還費</p>	<p>個人の道府県民 税に係る特別減 税等による平成 十七年度及び平 成十八年度</p>	<p>種別補正</p>
<p>十二 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十三 東日本大震</p>	<p>臨時財政対策の ため平成十七年 度から令和六年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十一 減税補填債 償還費</p>	<p>個人の道府県民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十六年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十二 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>臨時財政対策の ため平成十六年 度から令和五年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十三 東日本大震</p>	<p>臨時財政対策の ため平成十六年 度から令和五年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>

市町村			
八 補正予算償還費	一〇七略	十四 国土強靱化 施策債償還費	災全国緊急防災 施策等債償還費
平成十七年度から令和六年度までの各年度にお	地方債の額 又は許可を得た 行について同意 に充てるため発 策に要する費用 て国土強靱化施 の各年度におい 令和六年度まで	令和元年度から 令和六年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	から令和六年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
種別補正		種別補正	

市町村			
八 補正予算償還費	一〇七略	十四 国土強靱化 施策債償還費	災全国緊急防災 施策等債償還費
平成十六年度から令和五年度までの各年度にお	地方債の額 又は許可を得た 行について同意 に充てるため発 策に要する費用 て国土強靱化施 の各年度におい 令和五年度まで	令和元年度から 令和五年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	から令和五年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
種別補正		種別補正	

<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>	<p>いて国の補正予 算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十 財源対策債償 還費</p>	<p>平成十三年度か ら令和六年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>

<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>	<p>いて国の補正予 算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十 財源対策債償 還費</p>	<p>平成十三年度か ら令和五年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>

<p>十二 臨時財政対策債償還費</p> <p>得た地方債の額</p> <p>個人<small>の</small>市町村民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度</p> <p>減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>十一 減税補填債償還費</p> <p>得た地方債の額</p> <p>個人<small>の</small>市町村民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度</p> <p>減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>十二 臨時財政対策債償還費</p> <p>得た地方債の額</p> <p>個人<small>の</small>市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>十一 減税補填債償還費</p> <p>得た地方債の額</p> <p>個人<small>の</small>市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

6 ～ 12 略	附則			
		十三 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	平成二十五年度 から令和六年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
		十四 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から 令和六年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	種別補正

(令和七年度分の交付税の総額の特例)

6 ～ 12 略	附則			
		十三 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	平成二十五年度 から令和五年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
		十四 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から 令和五年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額	種別補正

(令和六年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第三号までに掲げる額の合算額に二千四百億円を加算した額から
第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に
係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要が
あること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地
方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条
第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるた
めの六百八十四億四千四百六十七万七千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則
第四条の二第一項及び第三項の規定において令和七年度分の交付税の総
額に加算することとされていた額 九百二十九億円

三 令和七年度における借入金の額に相当する額 二十五兆三千百二十二
億九千五百四十万八千円

四 令和六年度における借入金の額に相当する額 二十八兆千二百二十二億
九千五百四十万八千円

五 令和七年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三
号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一
時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係
る利子の支払に充てるため必要な額 二千二百七十億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度分の交付税の総
額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千

第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第三号までに掲げる額の合算額に三千億円を加算した額から
第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に
係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要が
あること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地
方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条
第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるた
めの六百一十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則
第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総
額に加算することとされていた額 九百八十八億円

三 令和六年度における借入金の額に相当する額 二十八兆千二百二十二億
九千五百四十万八千円

四 令和五年度における借入金の額に相当する額 二十八兆六千二百二十二
億九千五百四十万八千円

五 令和六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三
号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一
時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係
る利子の支払に充てるため必要な額 千九百六十五億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総
額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千

円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和八年度から令和二十六年
 度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の
 合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から
 減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 四千
 三百九十三億九百五十万八千円

2 令和七年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定
 による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同
 年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされてい
 た四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和八年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和八年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六
 条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和八年度から令和三十三年度までの各年度に限り、当該各年度分とし
 て交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を
 加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とす
 る。

一 三 略

3 令和八年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の
 規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定
 める金額を加算した額とする。

年 度	金 額

円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年
 度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の
 合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から
 減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 二千
 二百二十三億五十四万三千元

2 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定
 による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同
 年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされてい
 た四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和七年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六
 条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分とし
 て交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を
 加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とす
 る。

一 三 略

3 令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の
 規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定
 める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和七年度	七百七十五億円

令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和八年度から令和二十六年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和八年度にあつては前項の規定による額から千四百十四億五千八百八十二万円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千三百八十二億四千二百七十二万五千円を、令和十三年から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。

令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和七年度及び令和八年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八十二万円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千二百十九億三千三百八十八万二千円を、令和十三年から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和八年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち四百四十九億百七十二万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十一億八千七百七十八万二千円について、令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

(削る)

5 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち八百九十八億三百四十四万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十一億八千七百七十八万二千円について、令和七年度及び令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

(令和七年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三

令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五

の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同

2
略

市町村	道府県	地方団 体の種 類	経費の種 類	測定単 位	単 位 費 用
地域デジタル 社会推進費	地域デジタル 社会推進費				
人口	人口				
一人につき 七六〇 円	一人につき 五二〇 円				

第六条 (地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)
令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

2
略

市町村	道府県	地方団 体の種 類	経費の種 類	測定単 位	単 位 費 用
地域デジタル 社会推進費	地域デジタル 社会推進費				
人口	人口				
一人につき 七六〇 円	一人につき 五二〇 円				

第六条 (地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)
令和六年度及び令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

- 二 | 必要額の総額の見込額
- 二 | その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額
- (地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)
- 第六条 令和六年度及び令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
- 一 | 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため
- る。
- 意をすることとなると認められるものを含む。)の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和七年度分及び令和八年度分

の交付税に係る基準

財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額(次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から

、令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会

計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)附則第

二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金

費の額(以下この条において「令和五年度基金費の額」という。)から令

和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付

税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第七

十一号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政

対策債償還基金費の額(以下この条において「令和六年度基金費の額」と

いう。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「令和六年改正

法に係る令和七年度控除額」という。)の合算額を控除した額とし、令和

八年度にあつては令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七

年度控除額を控除した額を控除した額とする。」とする。

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和六年度から令和八年度までの各年度分の交付税に係る基準

財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額(次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部

を改正する法律(令和五年法律第八十三号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額(以下この条において「令和五年度基金費の額」という。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「令和五年改正法に係る令和六年度控除額」という。)を控除した額とし、令和七年度にあつては令和五年度基金費の額から令和五年改正法に係る令和六年度控除額

を控除した額及び地方交付

税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第七

十一号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政

対策債償還基金費の額(以下この条において「令和六年度基金費の額」と

いう。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「令和六年改正

法に係る令和七年度控除額」という。)の合算額を控除した額とし、令和

八年度にあつては令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七

年度控除額を控除した額を控除した額とする。」とする。

(令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方

(削る)

法の特例

第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二千三百九十九億三千五百五十万四千円に当該道府県の控除前財源不足額（第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二千百四十四億八千七百七十九万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の三 略

2 略

(令和七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和七年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。)、地方税法等の一部を改正する法

足額とする。

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の四 略

2 略

(令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和六年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。)、地方税法等の一部を改正する法

律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）
、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、地方税法等改正法（令和六年法律第四号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一

律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）
、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、地方税法等改正法（令和六年法律第四号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一

部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において

「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。次号において「令和七年所得税法等改正法」という。

（）の施行による個人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平

部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において

「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行

による個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平

成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の

成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の

事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した

額

口 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和

額

口 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和

三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和七年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと思えられるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和七年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額

三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと思えられるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額

は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。

以下この条において同じ。）及び令和七年度震災復興特別交付税額（旧法

附則第十二条第一項の規定により令和七年度分として交付すべき交付税の

総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交

付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充て

るための六百八十四億四千四百六十七万七千円の合算額をいう。以下この

条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額

の百分の九十四に相当する額

として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税

の総額から返還金等の額及び令和七年度震災復興特別交付税額

の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額

及び令和七年度震災復興特別交付税額 の合算額を加算し

た額とする。

（令和七年度震災復興特別交付税額の一部の令和八年度における交付等）

第十二条 令和七年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和七年度震

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興

事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令

和七年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則

第十二条第一項の規定により令和七年度分として交付すべき交付税の総額

に加算された旧法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税

額の一部のうち、令和七年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項

の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額と

は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。

以下この条において同じ。）及び令和六年度震災復興特別交付税額（旧法

附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の

総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交

付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充て

るための六百十一億千七百二十万七千円 の合算額をいう。以下この

条及び次条において同じ。）及び四千九百八十億円の合算額を控除した額

の百分の九十四に相当する額に四千億円を加算した額とし、令和六年度分

として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税

の総額から返還金等の額、令和六年度震災復興特別交付税額 及び四千九

百八十億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額

、令和六年度震災復興特別交付税額 及び九百八十億円の合算額を加算し

た額とする。

（令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等）

第十二条 令和六年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和六年度震

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興

事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令

和六年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則

第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額

に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税

額の一部のうち、令和六年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項

の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額と

して、令和八年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和七年度震災復興特別交付税額の一部を令和八年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和八年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和八年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和七年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和七年度及び令和八年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、

して、令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、

第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額を、令和八年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和七年度及び令和八年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和七年度及び令和八年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和七年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」と、令和八年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された

第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された

附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額のうち令和七年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和七年度及び令和八年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額(次項及び第三項において「超過交付額」という。)を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和九年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一(第十二条第四項関係)

附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和六年度及び令和七年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額(次項及び第三項において「超過交付額」という。)を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一(第十二条第四項関係)

道府県	類	体の種	地方団
道府県	一 警察費	測定単位	単位費用
道府県	二 土木費	測定単位	単位費用
道府県	1 道路橋り よう費	道路の面積	千平方 メートル
道府県	1 道路橋り よう費	道路の延長	メートル
道府県	2 河川費	河川の延長	メートル
道府県	2 河川費	河川の延長	メートル
道府県	3 港湾費	港湾における 係留施設 の延長	メートル につき
			円

道府県	類	体の種	地方団
道府県	一 警察費	測定単位	単位費用
道府県	二 土木費	測定単位	単位費用
道府県	1 道路橋り よう費	道路の面積	千平方 メートル
道府県	1 道路橋り よう費	道路の延長	メートル
道府県	2 河川費	河川の延長	メートル
道府県	2 河川費	河川の延長	メートル
道府県	3 港湾費	港湾における 係留施設 の延長	メートル につき
			円

学級数	4 特別支援 学校費 教職員数	3 高等学校 費 生徒数	2 中学校費 教職員数	三 教育費		4 その他の 土木費 人口	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	
				1 小学校費 教職員数	土木費													
一学級	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき												
	五、九一二、〇〇〇	五二、〇〇〇	七、〇一九、〇〇〇	六、二七一、〇〇〇	六、三五六、〇〇〇	一、二九〇					四、四三〇							五、二〇〇

学級数	4 特別支援 学校費 教職員数	3 高等学校 費 生徒数	2 中学校費 教職員数	三 教育費		4 その他の 土木費 人口	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	の延長	
				1 小学校費 教職員数	土木費													
一学級	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき												
	五、五八三、〇〇〇	六二、一〇〇	六、七三六、〇〇〇	五、九〇九、〇〇〇	五、九八八、〇〇〇	一、二八〇					四、六二〇							五、二〇〇

5 その他の 教育費	四 厚生労働費			3 衛生費	2 社会福祉 費	4 子ども 育て費	5 高齢者保 健福祉費	上人口
	人口	町村部人口	生活保護					
一人に		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	つき
二、二四〇		九、五五〇		一五、〇〇〇		一〇三、〇〇〇		
つき		つき		つき		つき		
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
二二七、〇〇〇		三二七、五四〇					五八、七〇〇	
つき		つき		つき		つき	つき	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	

5 その他の 教育費	四 厚生労働費			3 衛生費	2 社会福祉 費	4 子ども 育て費	5 高齢者保 健福祉費	上人口
	人口	町村部人口	生活保護					
一人に		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	つき
二、一八〇		九、四五〇		一四、九〇〇		九八、六〇〇		
つき		つき		つき		つき		
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
二二四、〇〇〇		三一二、七四〇					五八、二〇〇	
つき		つき		つき		つき	つき	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	
一人に		一人に		一人に		一人に	一人に	

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		1 農業行政費		五 産業経済費		6 労働費	
災害復旧事		人口		恩給受給権者数		世帯数				人口		水産業者数		公有林野の面積		公有以外の林野の面積		農家数		人口	
千円に		一人に		一人につき		一世帯につき				一人につき		一人につき		一ヘクタールにつき		一ヘクタールにつき		一戸につき		一人につき	
九五〇		七五〇		八四四、〇〇〇		五、八一〇				二、一一〇		三七九、〇〇〇		一五、五〇〇		五、四一〇		一一二、〇〇〇		四五九	

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		1 農業行政費		五 産業経済費		6 労働費	
災害復旧事		人口		恩給受給権者数		世帯数				人口		水産業者数		公有林野の面積		公有以外の林野の面積		農家数		人口	
千円に		一人に		一人につき		一世帯につき				一人につき		一人につき		一ヘクタールにつき		一ヘクタールにつき		一戸につき		一人につき	
九五〇		五五三		八二九、〇〇〇		五、七一〇				二、〇五〇		三六五、〇〇〇		一五、五〇〇		五、三一〇		一一七、〇〇〇		四五〇	

業費の財源につき										
に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金										
八 補正予算債										
償還費										
平成五年度										
千円に										
から平成十										
年度までの										
各年度にお										
いて国の補										
正予算等に										
係る事業費										
の財源に充										
てるため発										
行を許可さ										
れた地方債										
に係る元利										
償還金										
平成十七年										
千円に										
度から令和										
つき										
三二										
八〇〇										

業費の財源につき										
に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金										
八 補正予算債										
償還費										
平成四年度										
千円に										
から平成十										
年度までの										
各年度にお										
いて国の補										
正予算等に										
係る事業費										
の財源に充										
てるため発										
行を許可さ										
れた地方債										
に係る元利										
償還金										
平成十六年										
千円に										
度から令和										
つき										
三三										
八〇〇										

九 地方税減収
補填償還費

の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	別に発行に	において特	での各年度	和六年度ま	年度から令	め平成十七	収補填のた	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	六年度まで
										つき	千円に											

五九

九 地方税減収
補填償還費

の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	別に発行に	において特	での各年度	和五年度ま	年度から令	め平成十六	収補填のた	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	五年度まで
										つき	千円に											

六〇

										十	財源対策債	平成十七年	千円に									
										償還費	度から令和	つき	三二									
										六年度まで	の各年度の	財源対策の	ため当該各	年度におい	て発行につ	いて同意又	は許可を得	た地方債の	額	個人	の道府	千円に
										十一	減税補填	個人	の道府	千円に	四三							
										償還費	県民税に係	つき										
										る特別減税												
										等による平												
										成十七年度												
										及び平成十												
										八年度												

										十	財源対策債	平成十六年	千円に									
										償還費	度から令和	つき	三三									
										五年度まで	の各年度の	財源対策の	ため当該各	年度におい	て発行につ	いて同意又	は許可を得	た地方債の	額	個人	の道府	千円に
										十一	減税補填	個人	の道府	千円に	五九							
										償還費	県民税に係	つき										
										る特別減税												
										等による平												
										成六年度か												
										ら平成八年												
										度まで及び												
										平成十六年												
										度から平成												
										十八年度ま												
										での各年度												

十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	平成二十五 年度から令 つぎ	地方債の額	ととされた ことができるこ と	起こすこと いて特別に 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	年度までの から令和六 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	成十七年度 から令和六 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	策のため平 つぎ	十二 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 つぎ	の減収を補 填するため 当該各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額
									千円に	千円に	四九
和六年度ま	四一										

十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	平成二十五 年度から令 つぎ	地方債の額	ととされた ことができるこ と	起こすこと いて特別に 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	年度までの から令和五 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	成十六年度 から令和五 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ と	策のため平 つぎ	十二 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 つぎ	の減収を補 填するため 当該各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額
									千円に	千円に	六〇
和五年度ま	四一										

償還費

十四 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 から令和六 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得	での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度
------------------------	---	--	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二八

償還費

十四 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 から令和五 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得	での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度
------------------------	---	--	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二八

市町村		額	た 地 方 債 の 額
一 消防費	人口		
二 土木費	一人につき	一、二、三〇〇	円
1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方 メートル	七二、九〇〇	
	メートル につき		
	道路の延長 一キロ メートル	一八七、〇〇〇	
	メートル につき		
2 港湾費	港湾におけ る係留施設 の延長 つき	二九、一〇〇	
	港湾におけ る外郭施設 の延長 つき	五、二〇〇	
	漁港におけ る係留施設 の延長 つき	一〇、一〇〇	

市町村		額	た 地 方 債 の 額
一 消防費	人口		
二 土木費	一人につき	一、一、八〇〇	円
1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方 メートル	七一、九〇〇	
	メートル につき		
	道路の延長 一キロ メートル	一八八、〇〇〇	
	メートル につき		
2 港湾費	港湾におけ る係留施設 の延長 つき	二八、三〇〇	
	港湾におけ る外郭施設 の延長 つき	五、二〇〇	
	漁港におけ る係留施設 の延長 つき	一〇、〇〇〇	

		3 都市計画 費		4 公園費		5 下水道費		6 その他の 土木費		三 教育費		1 小学校費		漁港におけ る外郭施設 の延長	漁港におけ る外郭施設 の延長
人口	人口	人口	人口	面積	都市公園の 千平方 メートル	人口	人口	人口	人口	児童数	児童数	学級数	学級数	延長	延長
一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
					三七、八〇〇		一〇七		一、四六〇		五二、四〇〇		八四一、〇〇〇		三、一二〇
													一一、七一一、〇〇〇		

		3 都市計画 費		4 公園費		5 下水道費		6 その他の 土木費		三 教育費		1 小学校費		漁港におけ る外郭施設 の延長	漁港におけ る外郭施設 の延長
人口	人口	人口	人口	面積	都市公園の 千平方 メートル	人口	人口	人口	人口	児童数	児童数	学級数	学級数	延長	延長
一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
					三七、六〇〇		一〇五		一、四二〇		五一、三〇〇		八一八、〇〇〇		三、二六〇
													一一、七〇八、〇〇〇		

2	中学校費	生徒数	一人に	四八、〇〇〇
		学級数	一学級	一、〇五三、〇〇〇
		学校数	一校につき	一一、一〇一、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	六、八三二、〇〇〇
		生徒数	一人につき	七八、三〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき	四、五九〇
四	厚生費			
1	生活保護費	市部人口	一人につき	九、五五〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	八、五七〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	七、一九〇
4	こども子育て費	十八歳以下人口	一人につき	一六五、〇〇〇
5	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、五〇〇

2	中学校費	生徒数	一人につき	四七、四〇〇
		学級数	一学級	一、〇二五、〇〇〇
		学校数	一校につき	一一、〇二九、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	六、五五四、〇〇〇
		生徒数	一人につき	七八、五〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき	四、四二〇
四	厚生費			
1	生活保護費	市部人口	一人につき	九、四三〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	八、〇五〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	七、一八〇
4	こども子育て費	十八歳以下人口	一人につき	一五九、〇〇〇
5	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、一〇〇

六 総務費		五 産業経済費		六 総務費		五 産業経済費	
1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	1 農業行政費	2 林野水産行政費	3 商工行政費	3 地域振興費	6 清掃費	75歳以上人口
世帯数	戸籍数	農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	人口	人口	七十五歳以上人口
一世帯につき	一籍につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
4,450	1,170	95,800	541,000	1,390	1,030,000	5,330	85,800

六 総務費		五 産業経済費		六 総務費		五 産業経済費	
1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	1 農業行政費	2 林野水産行政費	3 商工行政費	3 地域振興費	6 清掃費	75歳以上人口
世帯数	戸籍数	農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	人口	人口	七十五歳以上人口
一世帯につき	一籍につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
4,120	1,120	92,000	525,000	1,360	1,024,000	5,160	84,900

九 補正予算債 償還費		八 辺地対策事 業債償還費			七 災害復旧費		
年度までの	平成五年度 から平成十 つき	平成五年度 から平成十 つき	業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	災害復旧事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	千円に つ き
	八〇〇	八〇〇		八〇〇		九五〇	千円に つ き

九 補正予算債 償還費		八 辺地対策事 業債償還費			七 災害復旧費		
年度までの	平成四年度 から平成十 つき	平成四年度 から平成十 つき	業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	災害復旧事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	千円に つ き
	八〇〇	八〇〇		八〇〇		九五〇	千円に つ き

各年度にお	いて国の補	正予算等に	係る事業費	の財源に充	てるため発	行を許可さ	れた地方債	に係る元利	償還金	平成十七年	度から令和	六年度まで	の各年度に	おいて国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	
										千円に	つき												

二九

各年度にお	いて国の補	正予算等に	係る事業費	の財源に充	てるため発	行を許可さ	れた地方債	に係る元利	償還金	平成十六年	度から令和	五年度まで	の各年度に	おいて国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	
										千円に	つき												

三三

十	地方税減収 補填償還費	地方税の減 収補填のた め平成十七 年度から令 和六年度ま での各年度 において特 別に発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	十一 財源対策 償還費	平成十三年 度から令和 六年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の	千円に つき	三九
						二九

十	地方税減収 補填償還費	地方税の減 収補填のた め平成十七 年度から令 和五年度ま での各年度 において特 別に発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	十一 財源対策 償還費	平成十三年 度から令和 五年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の	千円に つき	三九
						三三

十三 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 つき	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起す	において特	当該各年度	填するため	の減収を補				八年度	及び平成十	成十七年度	等による平	る特別減税	村民税に係	十二 減税補填	額
																				個人	の市町
																				三九	三九

十三 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 つき	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起す	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十六年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平	る特別減税	村民税に係	十二 減税補填	額
																					個人	の市町
																					六〇	六〇

成十七年度	から令和六	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	平成二十五	十四 東日本大	震災全国緊急	防災施策等債	償還費
									千円に				
									つき				

五二

成十六年度	から令和五	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	平成二十五	十四 東日本大	震災全国緊急	防災施策等債	償還費
									千円に				
									つき				

五二

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	別表第二（第十二条第五項関係）									
				十五 国土強靱 化施策債償還 費 令和元年度 から令和六 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額									
			単位費用	額 千円に 二七									
			単位費用	額 千円に 二七									

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	別表第二（第十二条第五項関係）									
				十五 国土強靱 化施策債償還 費 令和元年度 から令和五 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額									
			単位費用	額 千円に 二七									
			単位費用	額 千円に 二七									

	人口	
面積		
一人につき	二〇、九〇〇	
一平方キロ		
メートルに	二、一九〇、〇〇〇	
つき		

	人口	
面積		
一人につき	一九、四〇〇	
一平方キロ		
メートルに	二、二〇〇、〇〇〇	
つき		

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和七年度から令和三十二年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和七年度にあつては二十五兆三千百二十二億九千五百四十八千円を、令和八年度から令和十年度までの各年度にあつては二十五兆三千百二十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十二年度までの各年度にあつては二十二兆九千百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和六年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和六年度にあつては二十八兆千二百二十二億九千五百四十八千円を、令和七年度から令和十年度までの各年度にあつては二十八兆千二百二十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆千二百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和七年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和七年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和八年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和八年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和八年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする。

(交付税特別会計における一時借入金利子の繰入れの特例)

第五条 令和六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和六年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和七年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和七年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和七年度及び令和八年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により 令

和八年度分の交付税の総額から減額する金額 千四百十四億五千八百八十二万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千三百八十二億四千二百七十二万五千円

四 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

3 令和七年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和七年度分及び令

和八年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八十二万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千二百二十九億千三百八十万二千円

四 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

3 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるも

、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

のとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（公営競技を行う地方公共団体の納付金）</p> <p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p> <p>（令和五年度から令和七年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、別に法律で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 略</p> <p>（河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例）</p> <p>第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和十一年度まで</p>	<p>附則</p> <p>（公営競技を行う地方公共団体の納付金）</p> <p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和七年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p> <p>（令和五年度から令和七年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 略</p> <p>（河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例）</p> <p>第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度まで</p>

の間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）、治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設、農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する農業用ため池をいう。）その他総務省令で定める施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

（令和二年度における地方消費税等の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十三 略

（情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十四 地方公共団体は、令和七年度から令和十一年度まで

の間に限り、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業で総務省令で定めるものであつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における情報通信技術の活用に関する計画に

の間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）、治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設、農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する農業用ため池をいう。）その他総務省令で定める施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

（令和二年度における地方消費税等の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十三 略

基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に
充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（森林環境譲与税の特例）</p> <p>第三条 略</p>	<p>附則</p> <p>（森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p> <p>第三条 略</p>